

## 放射線測定設備現況届出書

電原運第 2019-22 号  
令和元年 6 月 14 日

島根県知事

丸山 達也 殿

届出者

住所 広島県広島市中区小町4番33号

氏名 中国電力株式会社

代表取締役社長執行役員 清水 希及

(担当者 松本 博則)

所属 島根原子力発電所 技術部課長 (技術)

電話 0852-82-2220 (代表)

放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		中国電力株式会社 島根原子力発電所 島根県松江市鹿島町片匂654-1
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	6式 (No. 1, No. 3及びNo. 5 NaI (T1) シンチレーション式検出器及び計測部ユニット更新)
	設置場所	別図参照
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第8条第1号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。